

海外用パーソナルコンピューター（ノート型）購入仕様書

1 目的

当省報道室は、大臣等の海外出張には報道対応のため報道官及び報道室職員が随行している。その際に、日本（報道室）からの情報（報道状況）の取得、マスコミへの連絡、日本への連絡・情報提供、大使館・他省職員との連絡等について、迅速な対応が求められているため、海外出張用にモバイルパソコンを購入する。

2 購入数量 1 式

3 納入場所 大臣官房総務課 ドアNo. 本363

4 納入期限 平成24年3月30日（金）

5 構成及び機能

購入するパーソナルコンピューターの構成・機能は、次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらのハードウェア及びソフトウェアが一体として運用できるものであり、起動後良好な運用ができる操作性の良い省スペース型のノートパソコンとすること。

なお、今回調達する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしている環境に配慮した機器を選定することとし、仕様書に記載されている作業等に係る経費はすべて調達費用に含まれることとする。

また、機種を同一機種未使用品に限定すること。

(1) ハードウェア

- ア CPU : インテル®Core™ i5-2520M (2.5GHz) 相当以上
- イ メモリ : 8GB以上（増設可）
- ウ インターフェース : USB コネクタを3個以上搭載していること
- エ パネルサイズ : 13.3型以下
- オ 表示機能 : バックライト付カラー
1280×800 ドット若しくは 1366×768 ドット以上
1,677万色以上
- カ キーボード : OADG準拠又はJIS標準配列
- キ マウス : 光学式のホイール付きマウスまたは同等の機能を有

	する物 (USB 対応)
ク HDD	: 500GB 以上若しくは 128GB SSD 内蔵型
ケ 光学ドライブ	: DVD スーパーマルチドライブ内蔵型であること。
コ 重量	: 本体質量 1.51kg 以下 (AC アダプターを除く)
サ 電源	: AC 100V (50/60Hz)
シ 消費電力	: 省エネルギー対応であること。 なお、本仕様を満たす機器構成において本体の最大消費電力 (AC 電源使用時) が 80W 以下であること。
ス その他	: グリーン購入法に適合していること。 持ち運ぶことを考慮した設計が施されており、衝撃に対するテストがなされていること。

(2) ソフトウェア

- ア 本体 OS として「Microsoft Windows 7 Professional」を搭載すること。
なお、ブラウザとしてインターネットエクスプローラー (マイクロソフト社製) を搭載すること。
- イ 日本語ワードプロセッサとして「一太郎」 (最新版) (ジャストシステム社製) を搭載し、当省保有ライセンスを用いて、バージョンアップ版を搭載すること。
- ウ 「Microsoft Office Standard」 (最新版) (マイクロソフト社製) を搭載すること。
- エ 「Adobe Reader」 (アドビシステムズ社製) を搭載すること。
- ※ ライセンス契約を可とし、それぞれのソフトウェアについてインストールメディア (DVD) とマニュアルの 1 組を添付すること。
また、HDD を納入時の状態 (ソフトウェアをすべてインストールし設定を終えた状態) へ復元するリカバリー用メディア (DVD) とマニュアルの 1 組を添付すること。

6 国が引き渡す物品

Panasonic CF-T5MW4AJR 1 台

なお、引き渡す物品のハードディスクから、農林水産省に関する情報が一切流出することがないように、事前に当省担当職員と協議の上でデータ消去を行い、引き渡した物品については廃棄処分を行うこと。なお、廃棄処分が終了した後、2 週間以内に廃棄証明書を提出すること。

また、データ消去したハードディスク単位に以下の項目を網羅した一覧表とデ

ータ消去証明書を発行し、消去責任を負うとともに、引渡し後に情報が漏洩した場合には当省担当職員に報告を行い、その損害について賠償すること。

- ・ 農林水産省管理コンピューター名及びシリアル番号
- ・ データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

※ データ消去確認者は実施者以外とする。

7 保証等

ハードウェア及びソフトウェアについては、過去において出荷・稼働実績を有し、高い信頼性を備えていることとする。

受注者においては、機器引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保証を行うこと。

また、向こう5年間にわたり修理、部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。

8 搬入、設置、引取

請負業者は、納入機器を使用可能な状態(ソフトウェアのインストールを含む)にした上で、納入期限までに当省担当職員の指示する場所に搬入し、箱等の梱包材については、撤去・破棄すること。

また、機器等の設置場所及び動作確認については、当省担当職員と日時等を打ち合わせ、事務に支障のないように実施すること。

9 責任の所在

パーソナルコンピューターについては製造者の如何に関わらず、請負業者が最終的に責任を負うこと。

10 情報セキュリティの確保

- (1) 業務遂行にあたっては、2011年4月21日付け「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び、「情報セキュリティに係る遵守事項」(別紙)について遵守すること。
- (2) ソフトウェアについては、セキュリティ上の問題やソフト上のバグが見つからない最新版を導入し、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策(最新版のサービスパックの導入及び最新版のインターネットエクスプローラの導入等)を全て行うこと。
- (3) 本調達の受注、施行にあたって知り得た事項については、外部に漏らしては

ならない。秘密保全に関することは、当省担当職員の指示に従うこと。

11 ソフトウェアライセンス

(1) J-L i c e n s e 契約

農林水産省とジャストシステム社間で「J-L i c e n s e 契約」を締結していることから、本調達においては、J L - E x c e l l e n t 区分 E x c e l l e n t - E、J-L i c e n s e ナンバー 200860-×××にて調達すること。

(2) マイクロソフトガヴァメントオープンライセンス契約

農林水産省とマイクロソフト オペレーションズ ピー・ティー・イーリミテッド(Microsoft Operations Pte.Ltd.)間で締結されていることから、本調達においては、マイクロソフト製品について必要な場合には、農林水産省にて登録済みの Open license for Government にて調達することができる。

製品群 Product Pool	ライセンス認証番号 Licensee Authorization Number	価格レベル Price Level
アプリケーション製品群 (Application Pool)	99964914CAG1204	C
システム製品群 (System Pool)	99964916ASG1204	A

12 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当省担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

情報セキュリティに係る遵守事項

1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず定めることとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業員及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、システム管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

3 システムの導入

- (1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。
- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

4 ソフトウェアの保守及び更新

- (1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部

修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。

- (2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期にシステム管理者に情報を提供すること。

5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行う。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と対処方針を協議すること。

7 運用管理

- (1) 保守を行う要員の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 統計部管理課情報室との連絡体制を確立すること。
なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、統計部管理課情報室に報告し、速やかに原因の究明に努める。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。

注：違反者への措置等

委託先事業者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第4版）（平成21年度修正）（2010年5月11日情報セキュリティ政策会議決定）」及び農林水産省当省における情報セキュリティ対策基準を遵守すること。

なお、遵守すべき事項に違反した場合は、発生した事案の状況に応じて「農林水産省行政情報システムにおける管理運営に関する実施手順」に基づき、保守要員の交替等の措置を受けることがある。

検査業務用パーソナルコンピューター（ノート型）購入仕様書

1 目的

農林水産省においては、農業協同組合法、森林組合法及び水産業協同組合法等に基づいて農業協同組合等に対する検査業務を行っている。

検査中に職員及びインターン研修生が検査結果の整理・報告書の作成を行うため、検査業務用パーソナルコンピューターを購入するものである。

2 購入数量 35式

3 納入場所 大臣官房検査部検査課 ドアNo. 別124

4 納入期限 平成24年3月30日（金）

5 構成及び機能

購入するパーソナルコンピューターの構成・機能は、次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらのハードウェア及びソフトウェアが一体として運用できるものであり、起動後良好な運用ができる操作性の良い省スペース型のノートパソコンとすること。

なお、今回調達する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしている環境に配慮した機器を選定することとし、仕様書に記載されている作業等に係る経費はすべて調達費用に含まれることとする。

また、機種を同一機種未使用品に限定すること。

(1) ハードウェア

ア CPU	: インテル®Core™ i3-2310M プロセッサー(2.10GHz) 相当以上
イ メモリ	: 4GB以上(増設も含む。VRAMと共用部分も含む。)
ウ VRAM	: 64MB以上(メモリと共用も可)
エ インターフェース	: USBコネクタを3個以上搭載していること
オ パネルサイズ	: 12.1型以下(ワイド含む)
カ 表示機能	: バックライト付TFTカラー液晶 WXGA(1280×800ドット)1,677万色以上
キ キーボード	: OADG準拠又はJIS標準配列
ク マウス	: 光学式のホイール付きマウスまたは同等の機能を有

- する物 (USB 対応)
- ケ HDD : 内蔵型 160GB 以上
なお、BIOS レベルでパスワードロック可能なこと。
また、ディスク構成は、Cドライブ及びDドライブ
とし各ドライブのディスク容量は、Cドライブ割り
当て容量：80GB、Dドライブ割り当て容量：残り全
ての容量とする。
- コ 光学ドライブ : DVD スーパーマルチドライブ内蔵型であること。
- サ LANアダプター : ①モジュラージャック (RJ-45) により接続可能である
こと。
②内蔵型とし、1000Base-T/100Base-TX/10Base-T
に対応していること。
③TCP/IP に対応していること。
- シ 重量 : 本体質量 1.50kg 以下 (AC アダプターを除く)
- ス 電源 : AC 100V (50/60Hz)
また、バッテリーを内蔵していること。
- セ 消費電力 : 省エネルギー対応であること。
なお、本仕様を満たす機器構成において本体の最大
消費電力 (AC 電源使用時) が 80W 以下であること。
- ソ 画面フィルター : 可視光透過率 60%以上のセキュリティフィルターを
装着すること。なお、フィルターを装着したままパ
ソコンを閉じることが可能であること。
- タ その他 : グリーン購入法に適合していること。
持ち運ぶことを考慮した設計が施されており、衝撃
に対するテストがなされていること。

(2) ソフトウェア

- ア 本体OSとして「Microsoft Windows 7 Professional(32bit 版)」を搭載
すること。
なお、ブラウザとしてインターネットエクスプローラー 8 (マイクロソフ
ト社製) を搭載すること。
- イ 日本語ワードプロセッサとして「一太郎」(最新版) (ジャストシステム
社製) を当省保有ライセンスを用いて、バージョンアップ版を搭載すること。
- ウ 「Microsoft Office Standard」(最新版) (マイクロソフト社製) を搭載
すること。
- エ 「Adobe Reader」(アドビシステムズ社製) を搭載すること。

オ 「ウィルスバスター2012クラウド3年版」(トレンドマイクロ社製)を搭載するとともに、当省担当者の指示によりオンライン登録を済ませること。

カ 以下のソフトウェアを導入すること。ソフトウェアはこちらで用意する。

① プリンタードライバー

② リモートアクセスサービスへのアクセスのための接続用ファイル・設定ソフト

※ ライセンス契約を可とし、それぞれのソフトウェアについてインストールメディア(DVD)とマニュアルの1組を添付すること。

また、HDDを納入時の状態(ソフトウェアをすべてインストールし設定を終えた状態)へ復元するリカバリー用メディア(DVD)とマニュアルの1組を添付すること。

6 国が引き渡す物品

エプソン Endeavor NA103 (平成19年度購入) 24式

なお、引き渡す物品のハードディスクから、農林水産省に関する情報が一切流出することがないように、事前に当省担当職員と協議の上でデータ消去を行い、引き渡した物品については廃棄処分を行うこと。なお、廃棄処分が終了した後、2週間以内に廃棄証明書を提出すること。

また、データ消去したハードディスク単位に以下の項目を網羅した一覧表とデータ消去証明書を発行し、消去責任を負うとともに、引渡し後に情報が漏洩した場合には当省担当職員に報告を行い、その損害について賠償すること。

- ・ 農林水産省管理コンピューター名及びシリアル番号
- ・ データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

※ データ消去確認者は実施者以外とする。

7 保証等

ハードウェア及びソフトウェアについては、過去において出荷・稼働実績を有し、高い信頼性を備えていることとする。

受注者においては、機器引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保証を行うこと。

また、向こう5年間にわたり修理、部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。

8 搬入、設置

請負業者は、納入機器を使用可能な状態（ソフトウェアのインストールやネットワーク接続設定を含む）にした上で、納入期限までに当省担当職員の指示する場所に搬入すること。

また、機器等の設置場所及び動作確認については、当省担当職員と日時等を打ち合わせ、事務に支障のないように実施すること。

9 責任の所在

パーソナルコンピュータについては製造者の如何に関わらず、請負業者が最終的に責任を負うこと。

10 情報セキュリティの確保

(1) 業務遂行にあたっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」、農林水産省当省における情報セキュリティ対策基準及び「情報セキュリティに係る遵守事項」（別紙）について遵守すること。

(2) 本調達を行うにあたって情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を記載した管理体制を書面にて提出すること。

なお、情報管理責任者と個人情報取扱責任者が同一の場合には、その旨を記載すること。

(3) 本調達の受注、施行にあたって知り得た全ての事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、当省担当職員の指示に従うこと。

(4) 本調達の受注、施行に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。

(5) 本業務において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、当省担当職員に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。

なお、事案の発生後は事態の収拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。

また、受注者以外の作業も含め、対処に係る費用は全て受注者が負担すること。

(6) 受注者環境に本業務に必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜当省に返却を行うこと。

(7) 使用するソフトウェアについては、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策を行うこと。

11 ソフトウェアライセンス

(1) J-L i c e n s e 契約

農林水産省とジャストシステム社間で「J-L i c e n s e 契約」を締結していることから、本調達においては、J L - E x c e l l e n t 区分 E x c e l l e n t - E、J-L i c e n s e ナンバー 200860-000 にて調達すること。

(2) マイクロソフトガヴァメントオープンライセンス契約

農林水産省とマイクロソフト オペレーションズ ピー・ティー・イーリミテッド(Microsoft Operations Pte.Ltd.)間で締結されていることから、本調達においては、マイクロソフト製品について必要な場合には、農林水産省にて登録済みの Open license for Government にて調達することができる。

製品群 Product Pool	ライセンス認証番号 Licensee Authorization Number	価格レベル Price Level
アプリケーション製品群 (Application Pool)	99964914CAG1204	C
システム製品群 (System Pool)	99964916ASG1204	A

(3) Trend-Micro Reliable Security License(TRSL)

本調達においては、農林水産省大臣官房検査部とトレンドマイクロ社間で締結している「Trend-Micro Reliable Security License(TRSL)」にて調達すること。

ライセンスID：310592

ライセンス名義：農林水産省大臣官房協同組合検査部検査課

12 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当省担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

別紙

情報セキュリティに係る遵守事項

1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず定めることとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業員及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、システム管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

3 システムの導入

- (1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。
- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

4 ソフトウェアの保守及び更新

- (1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を

行うこと。

- (2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期にシステム管理者に情報を提供すること。

5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行う。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と対処方針を協議すること。

7 運用管理

- (1) 保守を行う要員の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 情報評価課との連絡体制を確立すること。なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、統計部管理課情報室に報告し、速やかに原因の究明に努める。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。

注：違反者への措置等

委託先事業者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を遵守すること。なお、遵守すべき事項に違反した場合は、発生した事案の状況に応じて要員の交替等の措置を受けることがある。

出張用パーソナルコンピュータ

(ノート型) 仕様書

- 1 購入数量 2 式

- 2 納入場所 生産局総務課 ドアNo.本 264 1 式
生産局畜産振興課 ドアNo.北 205 1 式

- 3 納入期限 生産局総務課 平成 2 4 年 2 月 2 4 日(金)
生産局畜産振興課 平成 2 4 年 2 月 2 4 日(金)

4 構成及び機能

購入するパーソナルコンピュータの構成・機能は、次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらのハードウェア及びソフトウェアが一体として運用できるものであり、起動後良好な運用ができる操作性の良い省スペース型のノートパソコンとすること。

なお、今回調達する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしている環境に配慮した機器を選定すること。

また、機種を同一機種未使用品に限定すること。

(1) ハードウェア

- ア CPU : インテル®Core™ i5
- イ メモリ : 4 G B 以上(増設も含む。VRAM と共用部分も含む。)
- ウ インターフェース : USB2.0 コネクタ× 2 以上
- エ パネルサイズ : 12.1 型以下 (ワイド含む)
- オ 表示機能 : バックライト付 TFT カラー液晶
1,280×800 ドット 1,677 万色以上
- カ キーボード : O A D G 準拠又は J I S 標準配列
- キ マウス : 光学式のホイール付きマウスまたは同等の機能を有する物 (USB 対応)
- ク HDD : 内蔵型 250 G B 以上

なお、BIOS レベルでパスワードロック可能なこと。
また、ディスク構成は、Cドライブ及びDドライブ

とし各ドライブのディスク容量は、Cドライブ割り当て容量：80GB以上、Dドライブ割り当て容量：残り全ての容量とする。

- ケ 光学ドライブ : DVDスーパーマルチドライブ内蔵型であること。
- コ LANアダプター : ①モジュラージャック (RJ-45)により接続可能であること。
②内蔵型とし、1000Base-T/100Base-TX/10Base-Tに対応していること。
③TCP/IPに対応していること。
- サ 出力端子 : アナログ RGB ミニ D-SUB 15ピン
- シ 重量 : 本体質量1.50kg以下 (ACアダプターを除く)
- ス 電源 : AC100V (50/60Hz)
また、バッテリーを内蔵していること。
- セ 消費電力 : 省エネルギー対応であること。
なお、本仕様を満たす機器構成において本体の最大消費電力 (AC電源使用時) が80W以下であること。
- ソ 画面フィルター : 可視光透過率60%以上のセキュリティフィルターを装着すること。なお、フィルターを装着したままパソコンを閉じることが可能であること。
- タ その他 : グリーン購入法に適合していること。
持ち運ぶことを考慮した設計が施されており、衝撃に対するテストがなされていること。

(2) ソフトウェア

- ア 本体OSとして「Microsoft Windows 7 professional 32ビット正規版(日本語版)」を搭載すること。
なお、ブラウザとしてインターネットエクスプローラー (マイクロソフト社製) を搭載すること。
- イ 日本語ワードプロセッサとして「一太郎」(最新版) (ジャストシステム社製) を搭載し、当省保有ライセンスを用いて、バージョンアップ版を搭載すること。
- ウ 「Microsoft Office standerd2010」(マイクロソフト社製) を搭載すること。
- エ 「Adobe Reader」(アドビシステムズ社製) を搭載すること。
- オ 「ウィルスバスター2012クラウド」(トレンドマイクロ社製) を搭載すること。なお、当該ソフトの使用可能期間は3年間であること。

カ 「DocuWorks7.2 日本版(富士ゼロックス社製)」を搭載すること。

※ ライセンス契約を可とし、それぞれのソフトウェアについてインストールメディア（DVD）とマニュアルの1組を添付すること。

また、HDDを納入時の状態（ソフトウェアをすべてインストールし設定を終えた状態）へ復元するリカバリー用メディア（DVD）とマニュアルの1組を添付すること。

5 保証等

ハードウェア及びソフトウェアについては、過去において出荷・稼働実績を有し、高い信頼性を備えていることとする。

受注者においては、機器引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保証を行うこと。

また、向こう5年間にわたり修理、部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。

6 搬入、設置

請負業者は、納入機器を使用可能な状態(ソフトウェアのインストールを含む)にした上で、納入期限までに当省担当職員の指示する場所に搬入し、箱等の梱包材については、撤去・破棄すること。

また、機器等の設置場所及び動作確認については、当省担当職員と日時等を打ち合わせ、事務に支障のないように実施すること。

7 責任の所在

パーソナルコンピュータについては製造者の如何に関わらず、請負業者が最終的に責任を負うこと。

8 情報セキュリティの確保

(1) 業務遂行にあたっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」、農林水産省当省における情報セキュリティ対策基準及び「情報セキュリティに係る遵守事項」（別紙）について遵守すること。

(2) ソフトウェアについては、セキュリティ上の問題やソフト上のバグが見つからない最新版を導入し、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策（最新版のサービスパックの導入及び最新版のインターネット 익스プロ

ーラの導入等)を全て行うこと。

- (3) 本調達を受注、施行にあたって知り得た事項については、外部に漏らしてはならない。秘密保全に関する場合は、当省担当職員の指示に従うこと。

9 ソフトウェアライセンス

(1) J-L i c e n s e 契約

農林水産省とジャストシステム社間で「J-L i c e n s e 契約」を締結していることから、本調達においては、J L-E x c e l l e n t 区分 E x c e l l e n t-E、J-L i c e n s e ナンバー 200860-164 にて調達すること。

(2) マイクロソフトガヴァメントオープンライセンス契約

農林水産省とマイクロソフト オペレーションズ ピー・ティー・イーリミテッド(Microsoft Operations Pte.Ltd.)間で締結されていることから、本調達においては、マイクロソフト製品について必要な場合には、農林水産省にて登録済みの Open license for Government にて調達することができる。

製品群 Product Pool	ライセンス認証番号 Licensee Authorization Number	価格レベル Price Level
アプリケーション製品群 (Application Pool)	99964914CAG1204	C
システム製品群 (System Pool)	99964916ASG1204	A

10 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当省担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

別紙

情報セキュリティに係る遵守事項

1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず定めることとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業員及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、システム管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

3 システムの導入

- (1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。
- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

4 ソフトウェアの保守及び更新

- (1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を

行うこと。

- (2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期にシステム管理者に情報を提供すること。

5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行う。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と対処方針を協議すること。

7 運用管理

- (1) 保守を行う要員の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 情報評価課との連絡体制を確立すること。なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、情報評価課に報告し、速やかに原因の究明に努める。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。

注：違反者への措置等

委託先事業者は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を遵守すること。なお、遵守すべき事項に違反した場合は、発生した事案の状況に応じて要員の交替等の措置を受けることがある。